

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

51期(1997/平成9年)

社会人10年目の特別長期休暇



会員 古川 俊治 (51期)

私の修習は51期、1997年4月から1999年3月までの2年間であった。司法試験合格は医師になって10年目の年で、都内の基幹病院で中堅外科医として働いていた時だった。多忙な勤務医生活から離れて司法修習生となるのは、言わば知的アトラクション付きの特別長期休暇を公的に認めてもらったような気分で、愉快な期待に溢れていた。既に結婚して4年目となり長女も生まれていたため、希望通り修習地は東京であった。

前期の和光修習では、ゼロから独学で法律を学んできており、勤務医の仕事の合間での1年半足らずの勉強で運良く初回受験で司法試験に合格していたため、法律の基礎知識が不足しているはずと警戒していたが、修習を開始してみると、法律実務の内容は、特に知識量が物を言うわけではなく、むしろ論理作業であり、理系出身者には、かえって取り組み易いものと感じられた。既に34歳になっていたためクラスメートの大半は年下であったが、彼等を誘っては行きつけのレストランやバーに案内した。問題だったのは収入の激減で、修習前の5分の1程度になってしまい、同じように飲み歩いていると月給は1週間で尽きた。ただ、若くて優秀な修習生達との交流は実に新鮮で楽しく、2度とない2年間と割り切って、貯金を取り崩しながらも夜を謳歌した。

癌診療に従事する医師として、自分が手術した癌患者は責任を持って術後の外来診療も行うべきだと思っていたので、修習開始に当たって土曜日に無給で病院で診療することの許可を願い出たが、「修習生が医療過誤でも起こしたら問題になる」という、いかにも裁判所らしい理由付けで許可されなかった。患者を診なけ

ればいいという理屈なので、やむを得ず、土曜日は大学で癌の転移機構に関する研究を行っていた。しかし、裁判所修習中、裁判官の1人が検診の胸部CTで癌を疑う異常を指摘されたとのことで相談を受けた際には、母校の大学病院で検査を進めて肺癌を確診し、手術にも助手として参加したが、手術医に加わることは問題にされなかったし、この日の修習は欠席にもならなかった。裁判所でも、仲間の命に関わる事態となれば融通が利くことに人間味を感じて、ある意味ホッとした。弁護士会や民裁の修習では医療過誤事件の裁判にもふれる機会があったが、鑑定には、医療実務の中で口頭で活発に議論が行われている症例カンファレンスの方式が適切であると確信し、この修習中の経験が、後に東京地裁医療集中部でのカンファレンス鑑定の実施を提案する契機となった。

修習後は医療の世界に戻るつもりであったし、その後政治家にもなってしまったため、修習中のクラスメートや東京修習の仲間は、私にとって掛け替えの無い法曹分野での友人達である。弁護士会の会合や、時折開かれる同期会には出来る限り参加して旧交を温めているが、20年が経過し皆立派な法曹として活躍されている。振り返って考えると、法曹を志す者が一体となって全人的に交流する修習時代は、法曹三者の相互の信頼関係の根底であり、日本の司法制度にとって非常に重要な基盤であると思う。法科大学院で教鞭を執り続けていることもあり、与党の法曹養成制度の議論では中心メンバーの一人であるが、修習を含め法曹養成制度を真つ当なものに戻すために鋭意取り組み続ける所存である。